

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 7 年 3 月 28 日（諮問第 196 号）

答申日：令和 8 年 7 月 17 日（答申第 196 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、全部不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定処分を取り消し、請求に係る公文書を開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項は、実施機関に対し「市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するように」条例を解釈し、運用することを求めている。

本件開示請求は、審査請求人自身が行った通報に関する文書の開示を求めるものであるから、その存否を明らかにしたとしても、審査請求人のプライバシーが新たに侵害されるおそれはない。それにもかかわらず、本件不開示決定が「個人に関する情報」を理由に存否応答拒否を行ったことは、上記の趣旨に反するものである。

- (2) 条例第 7 条第 1 号の「個人に関する情報」に該当するか否かは、当該個人の権利利益を害するおそれがあるか否かによって判断されるべきである。

審査請求人自身に関する情報である以上、それを審査請求人に開示したところで、審査請求人の権利利益を害するおそれはあり得ない。審査請求人を「特定の個人」であるとして、形式的に不開示情報に該当すると判断した本件不開示決定は、解釈を誤ったものである。

- (3) 条例第 8 条は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならないと定めている。仮に本件対象文書に第三者の個人情報等の不開示情報が含まれているとしても、条例の定めに従って、これを区分して除外すれば足り、その検討を行うことなく

存否応答拒否を行った本件不開示決定は、条例第 8 条の解釈適用を誤ったものである。

- (4) 本件で存否応答拒否が認められるためには、条例第 10 条の「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」という要件を満たす必要がある。

しかし、本件の場合、単に審査請求人が高齢者虐待通報を行ったという事実が明らかになるだけであり、それ以上に何らかの不開示情報を開示することにはならない。存否を明らかにすることで新たに開示請求者以外の個人のプライバシーが侵害されたり、個人の権利利益が害されたりするわけではないから、存否応答拒否の要件を欠くというべきである。

- (5) 本件開示請求は、審査請求人自身が北九州市に提出した文書の開示を求めているのであって、その存否を答えること自体が、直ちに審査請求人のプライバシーを侵害することにはならない。また、上記文書の内容について審査請求人が了知していることを考慮すれば、その存否を明らかにしても、新たに何らかの不開示情報を開示することにもならない。それにもかかわらず、形式的に「個人に関する情報」や「個人識別性」を理由として存否を明らかにしないことは、存否応答拒否を認める法の趣旨を逸脱し、市民の知る権利を不当に制約するものである。
- (6) 審査請求人は、本件開示請求を行った令和 6 年 10 月 6 日以降の同月 8 日から同月 10 日にかけて、三度にわたり〇〇区役所保健福祉課の担当者から電話による問合せを受けており、その都度、開示請求者本人であることを確認されている。その過程において、担当者からは、本件開示請求に係る行政文書の開示に必要な費用が 2,000 円程度になるとの説明まで受けていたのであって、実施機関が本件対象文書を特定の上、開示に実施に向けた具体的な検討を行っていたことは明らかである。それにもかかわらず、実施機関がその後になって「存否を明らかにしない」との不開示決定を行ったことは、一連の経緯に照らし、明らかに矛盾・齟齬する対応というほかない。審査請求人との信義に反し、行政の一貫性や公平性を著しく欠くものであって、行政に対する市民の信頼を損なうものである。
- (7) 担当課である〇〇区役所保健福祉課は、虐待事案の調査の過程で、審査請求人を含む関係者の戸籍等の公的記録も参照し得る立場にある。実際に、担当課は審査請求人に対する複数回の電話連絡を通じて、審査請求人が開示請求者本人であることを確認しているのみならず、審査請求人と被虐待者の間に親子関係があることも既に把握しているものと考えられる。このような状況下において、改めて審査請求人自身の通報行為の存否を明らかにしないことは、行政の優越的な立場を利用して、審査請求人が了知している自己の情報へのアクセスを一方的に制約するに等しい。単に形式的に「個人識別性」を理由として不開示とすることは、行政の恣意的な対応を許容することになりかねず、到底認められるものではない。

- (8) 担当課としては、虐待通報への対応の適正を確保するために、通報者や被虐待者に関する情報の取扱いには一定の慎重さが求められることは理解できる。しかし、本件対象文書の存否を答えることで明らかになるのは、専ら審査請求人自身の通報行為の有無という、審査請求人が既に了知している情報にとどまる。既に担当課が十分に把握していると考えられる審査請求人と被虐待者の関係性等の個人情報、新たに開示されるおそれがあるわけではない。
- (9) 以上の点を考慮すれば、本件においては、存否を明らかにしないことによって保護されるべき個人の権利利益を具体的に観念することは困難である。むしろ、審査請求人が自己の情報開示を求めているにもかかわらず、担当課があえて「個人識別性」を殊更に強調して存否を明らかにしないことは、行政の立場を不当に利用して情報を秘匿するものであって、情報公開法の理念に真っ向から反するものと言わざるを得ない。
- (10) 以上のとおり、本件不開示決定は、条例の解釈適用を誤り、存否応答拒否の法的要件を満たさない違法かつ不当な処分である。よって、本件不開示決定の取消しを求める。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和6年10月6日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年10月21日付け北九〇保第1612号により行政文書不開示決定を行った。

当該決定について、これを不服として同年10月28日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求では、「請求人が令和6年9月24日に北九州市保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課にFAX送信した書面「高齢者虐待の疑いについて」に関連して作成・取得された全文書」が開示請求の対象とされている。そして、ここで記載されている「請求人」とは、開示請求者本人を指し、その氏名は条例第7条第1号柱書本文にいう「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当する。
- (2) この開示請求に対して、「かかる文書が存在する（又は存在しない）」と回答することは、すなわち開示請求者本人が令和6年9月24日に北九州市保健福祉局長寿推進部長寿社会対策課に「高齢者虐待の疑いについて」と題する書面をFAX

X送信した事実が存在する（又は存在しない）と答えることと同義である。

したがって、文書の存否を答えるだけで、条例第 7 条第 1 号柱書本文にいう「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」を開示することとなるため、条例第 10 条第 1 項に基づき、存否応答拒否を行うことが可能である。

- (3) 請求人有利に考えて、氏名のみでは特定の個人を識別することまではできないと考えたとしても、「高齢者虐待の疑いについて」と題する書面を長寿社会対策課に FAX 送信したという行為は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく高齢者虐待に関する通報を行ったものであると読み取ることができる。同法第 8 条が通報者の情報に関し市町村職員守秘義務を課していることから明らかなとおり、高齢者虐待通報を行った通報者はその通報の事実を秘匿されるべき権利又は法律上保護されるべき利益が存在するのであるから、本件開示請求に対してその存否を答えることは、そのような「個人の権利利益を害するおそれがある」と言わざるを得ない。
- (4) 以上のとおり、条例第 10 条第 1 項の要件を満たしていることは明らかであり、本件処分は適法である。
- (5) 審査請求人は、自身が請求対象文書の作成者であるがゆえに、開示を受けられて然るべきだと思っているようであるが、これは行政文書開示請求制度の誤解に基づく主張である。行政文書開示請求は、何人でも開示を求めることができる制度であり、逆に言えば何人に対しても公開される制度である。
- そのため、個人 A に関する情報が記載された行政文書について、当該個人 A が開示請求をしても、その他の者が開示請求をした場合と同じ内容の開示決定がなされることになる。逆にいえば、処分庁が個人 A の開示請求に対して、「個人 A に関する内容だから、当該個人 A に開示しても支障は生じない」として、個人 A にとって第三者に知られたくない情報が記載された行政文書を開示する決定をした場合、その後に同じ請求内容の開示請求が全くの第三者からなされたとしても、処分庁は当該第三者に対して個人 A に開示したのと同じ内容の開示決定をしなければならなくなる。その結果、個人 A にとって知られたくない情報が全くの第三者に自由に閲覧されることになってしまう。これが、請求者の属性に左右されない行政文書開示請求制度の特徴である。
- (6) このように、請求者が特定の人物（審査請求人）であることを前提にしてなされた主張は、本件処分の適法性の判断において意味をなさず、失当である。
- (7) 審査請求人が、本件開示請求に係る行政文書の開示に必要な費用が 2,000 円程度になるとの説明を受けた点については、処分庁は審査請求人から本件開示請求のほか 1 件の開示請求（合計 2 件）を受けており、この 2 件分の費用について説明したものであり、本件開示請求にかかる費用と特定したものではない。

- 3 よって、本件処分は適法であることから、本件審査請求の棄却を求める。

第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和7年 3月28日 諮問の受付
- ② 令和7年 7月 1日 審議
- ③ 令和7年12月19日 審議
- ④ 令和8年 1月29日 処分庁からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和8年 3月25日 審議
- ⑥ 令和8年 6月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の不開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第7条柱書について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第1号ないし第7号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第7条第1号（個人に関する情報）について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）について

条例第 10 条第 1 項は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定しており、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、特定の個人に関する情報等の不開示情報を開示することとなる場合に本条を適用するものである。

2 原処分の条例第 10 条の該当性について

本件の争点は、条例第 10 条の存否応答拒否を理由とした不開示決定が妥当か否かである。

個人が行った高齢者虐待通報に関する情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 7 条第 1 号に該当する不開示情報である。

本件において、こうした情報の記載された文書の存否を答えること自体、個人による通報の有無という不開示情報を開示することになるため、処分庁が条例第 10 条の存否応答拒否を理由として、不開示決定を行ったことは妥当である。

審査請求人は、本件の場合、単に審査請求人が高齢者虐待通報を行ったという事実が明らかになるだけであり、それ以上に何らかの不開示情報を開示することにならず、存否を明らかにすることで新たに開示請求者以外の個人のプライバシーが侵害されたり、個人の権利利益が害されたりするわけではないから、存否応答拒否の要件を欠くと主張している。

しかしながら、情報公開制度は何人でも開示を求めることができる制度であり、開示請求者が通報者本人であるか否かで開示される情報が異なるものではないため、審査請求人の主張には理由がないというべきである。

なお、自己情報の開示請求については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、行政機関の長等に対して開示請求できる制度が別に整備されており、当該制度を利用することにより、自己情報の開示請求は可能である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第 1 のとおり判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	油	布	剛
委員	井	上	禎 男
委員	植	田	詩 生
委員	仲	野	宏 子
委員	中	村	智 美